

株式会社タレントアジア  
第4回 オンラインセミナー

「教えて那須先生 特定技能導入企業方の疑問・質問お答えしますスペシャル」

オンラインセミナーをご視聴いただき誠にありがとうございました。  
セミナー内でご紹介致しました事前にお寄せいただいた質問に対する回答です。  
是非今後の特定技能外国人の採用や雇用管理、支援にお役立てくださいます。



KOSAI DO GROUP  
TalentAsia

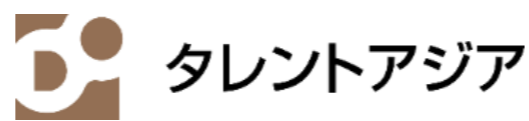
| 質問事項  | 那須先生回答   |
|---|--|
| <p>分野：外食 店舗：約100 地域：8都道府県 特定技能1号：48名</p> <p>2020年からコロナウィルス感染予防のため、通常対面必須の定期面談がオンラインでもOKとされてきましたが、この措置はいつまでつづきますか？当面の間と入管からの通知には書かれていますが、当面の間はいつまでになりそうですか？</p> <p>1 特定技能社員も多く、地域や店舗もさまざまなのでオンラインで面談OKなのは、非常にありがたいのですが…</p> <p>参照：<br/><a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/930005360.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/930005360.pdf</a></p> | <p>那須先生回答</p> <p>特例措置がいつまで続くかは分かりません。<br/>特例措置はコロナ感染予防対策ですので、コロナ感染の予防をすることがなくなったと判断されたら、通常に戻るかと思えます。入管からもいつまでという期限の明言は現時点ではありません。<br/>定期面談は平常時は、「対面」で行うことを求められますので、今からいつでも対面で行えるように、社内の体制づくり、登録支援機関との連携の準備をしておきましょう。</p>   |
| <p>分野：外食 店舗：約30 地域：3都道府県 特定技能1号：0名</p> <p>当社が運営する店舗はそこまで多くはないですが、インバウンド客が来ることもあります。コロナ前までは技術・人文知識・国際業務の在留資格で外国籍の社員を店舗従業員（主にホールでの接客）として採用し、在留資格も問題なく下りていました。しかし、2021年に新たに在留資格変更許可申請をした際に不許可になりました。入管に不許可の理由を聞いたところ「実際の業務と在留資格が合わない為」というようなことを言われました。それまでは許可されていたのに、急に判断が変わったのはどうしてですか？<br/>また、当社が今後外国人社員を採用するにはどうしたらいいですか？</p> <p>2</p>                  | <p>コロナ前までの許可基準と2021年の許可基準が変わったかどうかは不明です。<br/>私見ですが、変更はないかと思えます。<br/>在留資格：技術・人文知識・国際業務は、本来飲食店の店舗スタッフとしての就労を予定した資格ではないので、許可基準が変わったというよりは、より一層審査を厳正に行うようになったという方が正しいかもしれません。<br/>2019年以降、在留資格：特定技能1号で飲食店スタッフ（ホール・キッチン含む）の雇用が可能になったので、特定技能制度を活用した外国人社員の雇用を促すという意図もあると思います。<br/>在留資格は、その資格に適した業務を行うことが求められますので、飲食店の店舗スタッフを雇用したい場合には特定技能制度の活用が適切です。<br/>特定技能1号の外食業では、調理・接客・店舗管理などと幅広い業務ができ、日本人と同じ労働時間で働いてもらうことが可能です。</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 3 | <p>分野：農業 特定技能1号：10名</p> <p>寒冷地の為12月～3月まではあまり仕事がありません。そのため、冬の間は母国に帰国してもらって、雪解けの時期に再来日して再度働いてもらいたいのですが、そのような対応は可能ですか？</p> <p>また、帰国している間は特定技能1号の在留期間最長5年間というのは消化されてしまいますか？</p> <p>帰国と来日を何度か繰り返す際の航空運賃などは採用者（所属機関）の負担になりますか？</p>   | <p>一次帰国も長期帰国も可能です。</p> <p>通常、在留資格を保有している方が休暇で母国へ帰国したり、海外旅行をする場合、「みなし再入国許可」という手続きを日本出国時に行ってから出国します。この手続きをすると在留資格は失効せず、日本へ再入国後も出国時に保有していた在留資格の保有・就労の継続ができます。</p> <p>一方で、ご質問のように在留期間の経過を止めて帰国したい場合は「みなし再入国許可」の手続きを行わずに日本を出国します。そうすると、日本出国時に保有していた在留資格は失効し、在留期間の消化がストップしますので、実際に日本国内にいた期間だけの消化にとどめられます。</p> <p>しかし、「みなし再入国許可」の手続きをしない場合、在留資格は失効しますので、次回再入国して同じく特定技能で就労する場合には、「在留資格認定証明書交付申請」（海外から中長期滞在目的で入国する際の申請）をする必要がありますので、書類手続きや入管申請の手間がかかってしまうという点にご留意ください。</p> <p>また、帰国と来日を繰り返す際の航空運賃を所属機関（雇用する法人）が負担する義務はありません。</p> <p>ただ、労働者にとって往復航空券代を何度も自己の費用として支払うことは、大きな負担でもありますので、所属機関（雇用する法人）が福利厚生のひとつとして支給しているケースもあるようです。</p> <p>みなし再入国許可：<br/> <a href="https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/minashisainyukoku_0001.html">https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/minashisainyukoku_0001.html</a></p> |
| 4 | <p>分野：製造業（産業機械製造） 特定技能1号：15名</p> <p>他社で技能実習生をしていた人を、当社で特定技能1号の社員として採用しました。現在は全員「工場板金」業務を行っていますが、例えば特定技能1号の社員に「溶接」の試験を受験してもらい合格したら、「工場板金」だけでなく「溶接」も兼務してもらうことができますか？</p>   | <p>兼務して頂くことは可能です。その場合、申請内容に変更が生じることになるので『在留資格変更許可申請』をして頂く必要があります。</p> <p>2つを兼務する場合、給与は単純に2倍ではなく、同じく兼務している日本人がいる場合はその日本人を参考に、いない場合は就業規則等を参考に設定いただければ問題ありません。</p> <p>建設の場合も多く業務区分がありますが、同様に申請いただければ複数の業務を兼務いただくことが可能になります。</p>  |
| 5 | <p>分野：外食 店舗：約100 地域：8都道府県 特定技能1号：48名</p> <p>今まで留学生を特定技能1号に変更するために在留資格変更許可申請をした人数は、60名以上なのですが、12名は不許可になってしまいました。不許可の理由の多くはオーバーワークで、中には前年の年収が300万円近いことが判明した人もいました。不許可の人に対する在留資格変更許可申請は時間も労力ももったいないので、採用選考の段階で不許可になる可能性があるかどうかを確認する方法があったら教えてください。</p> <p>例えば、選考時に提出してもらったほうがいい書類や確認事項があったら具体的に教えていただきたいです。</p> | <p>留学生の場合、1社では週28時間以内の就労にとどまっていますが、他社でも就労してしまっていて、留学生の資格外活動として許可された就労時間を超えている場合があります。</p> <p>慎重に審査し、在留資格の不許可になるケースを減らしたいということであれば、書類審査の際に履歴書と一緒に、課税証明書・納税証明書・源泉徴収票を提出してもらい、確認した方が良いでしょう。</p> <p>本人にヒヤリングをし、直近の勤務先に直接問い合わせても良いでしょう。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>分野：外食 店舗：約30 地域：10都道府県 特定技能1号：0名（現在2名選考中）</p> <p>特定技能1号の社員を採用するため現在選考中なのですが、もし内定を出し在留資格変更許可申請をすることになったら、就業場所を決めなければならないと聞きました。しかし、内定時と入社時では、店舗毎の人員の状況も違うため、内定時に店舗を決定することは難しいです。</p> <p>その場合、在留資格変更許可申請の書類には想定している店舗情報を記載して、実際に入社する際にやむを得ず他の店舗の配属とすることは可能ですか？</p> <p>もし可能な場合、店舗を変更するにあたって必要な入管への手続き・届出などを教えてください。</p>     | <p>変更許可申請時の配属店舗と実際に働く配属場所が違う場合、参考様式第3-1号 特定技能雇用契約に係る届出書を事由発生から14日以内に届け出れば問題御座いません。また、付随書類として、新しい就業場所の内容に修正された雇用条件書と実際に働く店舗の営業許可証の写しの提出も必要となります。</p> <p>参考様式第3-1号 特定技能雇用契約に係る届出書<br/> <a href="https://www.moj.go.jp/isa/content/001340559.pdf">https://www.moj.go.jp/isa/content/001340559.pdf</a></p> |
| <p>分野：飲食料品製造 工場：1 特定技能1号：30名</p> <p>現在当社では、約30名特定技能1号の社員がいます。基本的に全員会社の寮に住んでもらっていますが、最近特定技能社員から「彼氏と一緒に住みたいので寮を出たい」という相談がありました。</p> <p>特定技能1号の場合、一人当たりの居室の広さは7.5㎡以上などのルールがあると思いますが、彼氏と住んだり、自由に住むようになると特定技能のルールが守れているかなど目が行き届かない部分が出てしまうので、心配しています。彼氏や友人と同居したり、自分で探した住居に一人暮らしをする場合に、どのように特定技能のルールに則っているかどうかの確認をしたら良いでしょうか。</p> | <p>彼氏や友人と同居したり、自分で契約した住居に住むことは問題ありませんが、特定技能1号外国人の住居に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり7.5㎡以上の住居（外国人が7.5㎡以下の住居を希望しても不可）</li> <li>・ロフトなどは㎡数にカウントしない</li> </ul> <p>などの規定がありますので、その規定に適合しているかを実際に住む住居の賃貸借契約書のコピーや間取り図コピーを提出してもらって、所属機関でも住環境に関する情報を取得しておくとい良いでしょう。</p>                 |

|  |  |
|--|--|
| <p>分野：外食 店舗：15 地域：1県 特定技能1号：10名</p> <p>2021年4月から特定技能1号の社員を雇用し始めました。</p> <p>だんだん人数が増えてきて現在は10名在籍しています。ホールとキッチン業務のフルタイムで働ける従業員を日本人で採用することがかなり難しいので、今後も特定技能1号の社員を増員していこうと考えています。</p> <p>ただ、登録支援機関に一人当たり月額3万円の支援委託料を支払っているのですが、今後増えた場合支援委託料を払い続けるのは負担が大きいのと、来年ぐらいを目途に登録支援機関に支援業務をすべて委託する形から、自社で支援業務をすべて行う形に切り替えられないかと考えています。</p> <p>自社で支援をする場合、どのような条件を整えなければならないか、当社が現状のまま自社で支援ができるのか教えてください。</p> | <p>自社である場合の条件は大きく分けて3つあります。</p> <p>①社会保険や労働保険、各種税金などの法令を遵守しているか。<br/>②外国人を受け入れ支援が出来る体制が整っているか。<br/>③賃金面など特定技能の制度に則った雇用契約が結べるか。</p> <p>①と③に関し、通常通り企業経営していれば特段問題ないと思います。</p> <p>②の基準は</p> <p>■過去2年に外国人の受入れや管理、生活相談などをしたことがあるか、出来るような体制が整えられていること。<br/>■支援担当者などが支援計画をたてられるか。</p> <p>などがあります。</p> <p>自社支援は法令遵守で適正な運営が出来ている企業様であれば負担となることはないかと思えます。</p> <p>自社が現状、支援出来るかどうか不安がある方は個別でもご相談に乗りますので、お気軽にお声がけ下さい。</p> <p>特定技能制度は、そもそも自社で支援も行うことを前提に、支援ができない部分や助けが必要な部分は登録支援機関がサポートするというところからスタートしています。</p> <p>もちろん登録支援機関に全部委託する形も良いと思いますが、自社で支援をすることも可能ですので、登録支援機関の機能を一部活用したりして徐々に自社支援に切り替えていく形も良いと思います。</p> |
|--|--|

- 特定技能に関する情報が欲しい
  - 特定技能の支援を見直したい
  - 外国人の採用に関する相談がしたい
- など、お気軽にご相談ください！
- 連絡先
- TEL：03-6386-3657
- E-MAIL：talentasia-sys@kosaido.co.jp



|      |  |
|------|--|
| 会社名  | 株式会社タレントアジア<br><a href="https://kbs-talentasia.com/system/lp/">https://kbs-talentasia.com/system/lp/</a> |
| 設立   | 2016年9月21日<br>2022年4月1日 株式会社タレントアジアに商号変更   |
| 資本金  | 2,000万円  |
| 代表社名 | 代表取締役 門間 貴之  |
| 所在地  | 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F  |